

生駒市条例第7号

生駒市市民生活に光をそそぐ基金条例をここに公布する。

平成23年3月29日

生駒市長 山下 真

生駒市市民生活に光をそそぐ基金条例

(設置)

第1条 本市が国から交付を受ける住民生活に光をそそぐ交付金等により、地方消費者行政並びにドメスティックバイオレンス対策、自殺予防等の弱者対策及び自立支援に対する取組の強化を図るため、市民生活に光をそそぐ基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(基金の経理)

第3条 基金の経理については、住民生活に光をそそぐ交付金により造成した部分とそれ以外の部分とを区別して行うものとする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、設置目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額（第3条に規定する住民生活に光をそそぐ交付金により造成した部分に係るものに限る。）があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。